

小平市総合評価方式 ガイドライン

小 平 市

令和7年4月1日改定

目 次

1 導入の背景	1
2 目的	1
3 総合評価方式の類型	1
4 技術提案評価型総合評価に係る審査委員会の設置等について	2
5 総合評価方式の対象契約	3
6 落札者の決定方法	3
7 価格点及び技術（品質）点の算出方法	3
8 学識経験者への意見聴取	3
9 失格基準価格の算定方法について	4
10 総合評価方式の施工能力等評価項目（例示）	
（1）施工能力評価項目（工事）	5
（2）業務能力評価項目（委託）	7
（3）施工能力等評価項目の詳細	9
11 情報公開	15
12 ガイドラインの見直し	15
13 総合評価方式手続きの流れ	16
14 提出資料一覧	
（1）工事	17
（2）委託	18

1 導入の背景

長期不況に伴う税収の大幅な減少が続き、国及び地方自治体の財政状況は一段と厳しさを増し、公共投資は年々減少をしています。そのような中、公共工事等の受注をめぐる業者間の価格競争は激化し、著しい低価格による入札が急増することにより、そのしわ寄せが下請業者や労働者へ押しつけられ、粗雑工事や手抜き工事による品質低下やワーキングプア等の新たな社会問題が懸念されています。

国はそれらの社会問題に対応するため、平成 17 年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を施行し、公共工事の発注者に価格と品質で総合的に優れた調達を行う仕組みの導入を求めてきています。

また、公共工事の受注をめぐる談合等の不正行為も国や他の自治体において後を絶たず、国民の公共工事に対する信頼を損ねる結果となっています。そこで、高い技術的能力を有し地域の発展のために積極的に社会貢献を果たしている優良企業を受注先として選定できる環境を作り、価格のみで受注者を決定する入札方式だけでなく、価格と品質で総合的に優れた調達を実現する入札方式を取り入れることを目的として総合評価方式を導入します。

2 目的

このガイドラインは、小平市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価一般競争入札に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

3 総合評価方式の類型

(1) 施工能力評価型

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

① 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、簡易な施工計画のほか、同種・類似工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

② 市区町村向け簡易型（特別簡易型）

技術的な工夫の余地が小さい小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

(2) 技術提案評価型

技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫

や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めること、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

① 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様 に対し、社会的要請の高い特定の政策課題について施工上の工夫の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用する方式(周辺環境の維持や工事期間中の交通事情を勘案して施工上の技術提案を評価する)

② 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、社会的要請の高い特定の政策課題について、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用する方式(工事目的物のライフサイクルコスト、耐久性、維持管理の容易性等を勘案して施工上の技術提案を評価する)

※ 小平市では、総合評価の方法として、工事請負契約については技術的な工夫が小さく、比較的小規模の工事に適した方式である「市区町村向け簡易型（特別簡易型）」を、業務委託契約については業務成績の実績評価が困難であるため、業務の履行体制や企業の信頼性や社会性などの公共性を評価する方式である「簡易型」を選択するものとする。

ただし、工事請負契約における市区町村向け簡易型（特別簡易型）及び業務委託契約における簡易型では対応できない高度な技術の審査・評価が必要な案件については、事業主管課及び契約検査課で協議し、学識経験者への意見聴取を経て落札者決定基準を作成し、技術提案等の内容について評価できるものとする。

4 技術提案評価型総合評価に係る審査委員会の設置等について

高度な技術の審査・評価が必要な案件においては、多様な技術提案に対する評価に当たって専門知識等が必要となることから、複数の学識経験者及び管理職をもって組織する審査委員会を設置し、技術提案の審査・評価をすることができるものとする。

なお、庶務については事業主管課及び契約検査課で分担して処理するものとする。

委員の氏名等については、利害関係者からの不当な接触等を避け、中立かつ公正に事業者の選定及び審査を行うため、原則として事前には非公表とし、落札者決定後に公表を行うものとする。

5 総合評価方式の対象契約

予定価格 5,000 万円以上の工事請負契約（土木工事、建築工事）、予定価格 9,000 万円以上の工事請負契約（設備工事）並びに業務委託契約のうち、市長が入札者の技術力、信頼性、社会性等と入札価格とを一体として評価して落札者を決定することを相当と認めるものを対象とする。なお、総合評価方式の対象契約でプロポーザル方式を採用して開始した事業については、事業継続の際に、原則として総合評価方式を採用するものとする。

6 落札者の決定方法

価格点と技術（品質）点を合計した評価値が、最も高いものを落札者とする。

7 価格点及び技術（品質）点の算出方法

価格点及び技術（品質）点については、以下の算出方法にて算出する。

評価値の満点は 100 とし、原則として価格点の配点（X）及び技術点の配点（Y）はそれぞれ 50 ずつとする。ただし、技術提案評価型においては、価格点の配点（X）は 40 から 50 までの範囲内及び技術点の配点（Y）は 50 から 60 までの範囲内で、案件ごとに契約検査課が事業主管課と協議を行い、小平市競争入札参加者選定委員会の審議を経て定める。

◎価格点の算出方法

$$\text{価格点} = X \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{失格基準}} + \frac{\text{失格基準}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

◎技術（品質）点の算出方法

$$\text{技術(品質)点} = Y \times \frac{\text{評価項目の合計獲得点}}{\text{評価項目の最高獲得可能点(満点)}}$$

※ 価格点及び技術点は小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位までの値とする。

8 学識経験者への意見聴取

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定により、中立かつ公正な評価を行うため、次の場合に学識経験者から意見聴取を行う。ただし、技術提案評価型において審査委員会を設置した場合、審査委員会における学識経験者の意見は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定による学識経験者の意見とみなす。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき
- (2) 落札者を決定しようとするとき（ただし、(1)において落札者決定時に改めて意見を聴く必要があるとされたときに限る。）

9 失格基準価格の算定方法について

工事請負契約の失格基準価格は、対象工事の予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。なお、業務委託契約の失格基準は案件ごとに定める。

- (1) 直接工事費の額に100分の82を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の75を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の75を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

※ ただし、当該工事又は製造その他についての請負の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等を考慮し、上記基準とは別に案件ごとに定めることがある。

10 総合評価方式の施工能力等評価項目(例示)※案件ごとに定める。

(1) 施工能力評価項目(工事)

評価項目			評価基準	基準
企業 の 技術力	企業 の 施工 能力	工事成績 (小平市が過去3年以内で発注した同種工事のうち、契約金額が本案件の予定価格に対して10分の1以上である契約の工事成績最高点)	90点以上	7
			80点以上90点未満	6
			75点以上80点未満	5
			70点以上75点未満	4
			70点未満又は実績なし	0
		優良表彰（国・都道府県・小平市） (過去3年以内に、受注した同種工事において、優良表彰を受けた工事のうち、契約金額が本案件の予定価格に対して2分の1以上である契約があること。) (小平市の優良工事表彰については、過去7年以内、予定価格の10分の1以上)	a 国・都道府県の優良表彰あり	3
			a又はb b 小平市の優良工事表彰あり	1
			なし	0
		工事实績 (過去3年間、市内業者は7年間)	同種かつ同規模以上の工事实績あり	5
	同種かつ1/2以上の工事实績あり		3	
	同種かつ1/2以上の工事实績なし		0	
	配置 予 定 技 術 者	保有資格	1級技術者	5
			2級技術者	3
			その他の技術者	0
		工事成績 (市外業者は過去3年間、市内業者は過去7年間に おいて、官公庁の同種工事における主任（監理） 技術者として、予定価格に対して1/2以上である契 約の工事成績)	90点以上	10
			80点以上90点未満	8
			75点以上80点未満	6
			70点以上75点未満	4
			60点以上70点未満	2
			60点未満又は実績なし	0
企業の技術力最高点（A）			30	
企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性		地域 密 着 度	市内の本店の有無	あり
	なし			0
	a 市民雇用率		当該工事において労働者の20%以上が市民	1
			その他	0
	b 社員の新規雇用		市民又は市内大学等に通う学生の雇用	1
			なし	0
	格 取 差 り 是 組 正 み の	労務単価	2省協定労務単価以上	5
			2省協定労務単価の90%以上	4
			2省協定労務単価の80%以上	3
			2省協定労務単価の80%未満	0
	環 境 配 慮	・ ISO14001の取得 ・ エコアクション21等への登録 ・ 事業所に自家消費用の太陽光発電設備を設置	2つ以上該当	2
			1つ該当	1
			該当なし	0
	社会 貢 献	障がい者雇用の取り組み (3年以上の雇用) ※官公庁が義務付けられている 法の適用利率による	重度身体障害者2名以上（肢体・体幹不自由は1名以上） 又は知的障害者若しくは精神障害者1名以上の雇用 （法定雇用率以上かつ重度身体障害者2名以上（肢体・ 体幹不自由1名以上）又は知的障害者若しくは精神障害 者1名以上）	2
			重度身体障害者1名 （法定雇用率以上かつ重度身体障害者1名）	1
			雇用なし	0

		障害者就労施設等からの調達の実績	あり	1
			なし	0
		・男女共同参画の推進 (育児・介護休業制度等の実績の有無) ・ひとり親家庭の継続雇用の実績	2つ以上の施策の取得実績あり	2
			1つの施策の取得実績あり	1
			なし	0
		女性活躍推進法に基づく認定取得等（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は、国家資格保有女性技術者の雇用）の有無	あり	1
			なし	0
		高齢者雇用の有無 (3年以上の雇用)	5人以上の雇用	2
			2人以上雇用	1
			なし	0
	地域貢献	・本市との災害時の応援等に係る協定等の有無 ・災害協定に基づく災害活動等の実績の有無 (総合防災訓練の参加を含む) ・被災者雇用の有無 (東日本大震災以降で災害救助法の適用を受けた災害の被災者の雇用)	1つ以上該当	1
			該当なし	0
		・小平市内におけるボランティア活動の実績 (3年以上継続的に行っていること) ・地域社会への貢献活動	1つ以上該当	1
			該当なし	0
		緊急対応工事の実施実績(過去3年以内)	あり	1
			なし	0
企業の信頼性・社会性最高点（B）			20	
合計最高点（A＋B）			50	

※市内事業者では施工ができず、市外大手事業者が入札に参加する工事（市内業者とのJV含む）においては、上記基準のうち企業の施工能力の「工事成績」及び「優良表彰」を「優良表彰」に、及び地域密着度を「下請業者における市内業者の割合（金額）」に変更する。

評価項目			評価基準	基準
企業の技術力	企業の施工能力	優良表彰（国・都道府県に限る） （過去3年以内に、受注した同種工事において、優良表彰を受けた工事が1件以上あること。ただし、契約金額が本案件の予定価格に対して10分の1以上である工事を対象とする。）	優良表彰あり	10
			なし	0
企業の信頼性・社会性	地域密着度	下請業者における市内業者の割合（金額）	下請業者へ支払う金額のうち30%以上が市内業者への支払い	2
			下請業者へ支払う金額のうち20%以上が市内業者への支払い	1
			その他	0

(2) 業務能力評価項目（委託）

評価項目			評価基準	基準	
企業の技術力	実績	委託実績 (過去3年間、 市内業者は7年間)	同種かつ同規模以上の委託実績あり	5	
			同種かつ1/2以上の委託実績あり	3	
			同種かつ1/2以上の委託実績なし	0	
	適正な履行の確保	作業計画の作成	業務マニュアルの作成を評価する。	3	
			業務実施計画表及び業務実施体制図の作成を評価する。	2	
			配置予定業務責任者の経験(1年以上)を評価する。	2	
			作業員の配置計画の作成を評価する。	2	
		研修の実施状況（過去1年間） 又は研修計画	当該委託業務に関する研修を評価する。	3	
			安全管理研修を評価する。	1	
			個人情報保護に関する研修を評価する。	1	
		自主検査体制	自主検査体制を評価する。	3	
		緊急時対応及び苦情対応	当該業務に關しての緊急時のフォロー体制を定めた対応マニュアルの作成を評価する。	1	
			苦情処理要領（マニュアル等）の作成を評価する。	1	
			緊急時の事業継続計画（BCP）等の社内規定の策定を評価する。	1	
	品質	品質管理 (ISO9001の取得)	登録後3年以上経過	5	
			登録済み	3	
			未登録	0	
企業の技術力最高点（A）				30	
企業の信頼性・社会性	地域密着度	営業所の所在地 (本市内の本店・支店・営業所の有無)	あり	1	
			なし	0	
		a又はb	a 市民雇用率	当該業務において労働者の20%以上が市民	1
				その他	0
			b 社員の新規雇用	市民又は市内大学等に通う学生の雇用	1
				なし	0
	取組は正しめるへの	支払賃金 (※国の定める最低賃金以上の額)	別に定める当該業務の標準的な賃金と認められる額以上	5	
			別に定める当該業務の標準的な賃金と認められる額の90%以上	4	
			別に定める当該業務の標準的な賃金と認められる額の80%以上	3	
			上記要件を満たしていない	0	
	環境配慮	・ISO14001の取得 ・エコアクション21等への登録 ・事業所に自家消費用の太陽光発電設備を設置	2つ以上該当	2	
			1つ該当	1	
			該当なし	0	
	社会貢献	障がい者雇用の取り組み (3年以上の雇用) ※官公庁が義務付けられている法の適用率による	重度身体障害者2名以上（肢体・体幹不自由は1名以上）又は知的障害者若しくは精神障害者1名以上の雇用（法定雇用率以上かつ重度身体障害者2名以上（肢体・体幹不自由1名以上）又は知的障害者若しくは精神障害者1名以上）	2	
			重度身体障害者1名 (法定雇用率以上かつ重度身体障害者1名)	1	
			雇用なし	0	
		障害者就労施設等からの調達の実績	あり	1	
			なし	0	
		・男女共同参画の推進 (育児・介護休業制度等の実績の有無) ・ひとり親家庭の継続雇用の実績	2つ以上の施策の取得実績あり	2	
			1つの施策の取得実績あり	1	
			なし	0	
		女性活躍推進法に基づく認定取得等（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出）の有無	あり	1	
			なし	0	

		高齢者雇用の有無 (3年以上の雇用)	5人以上雇用	2
			2人以上雇用	1
			なし	0
	地域 貢 献	・本市との災害時の応援等に係る協定等の有無 ・災害協定に基づく災害活動等の実績の有無 (総合防災訓練の参加を含む) ・被災者雇用の有無 (東日本大震災以降で災害救助法の適用を受けた 災害の被災者の雇用)	2つ以上該当	2
			1つ該当	1
			該当なし	0
		・小平市内におけるボランティア活動の実績 (3年以上継続的に行っていること) ・地域社会への貢献活動	1つ以上該当	1
			該当なし	0
企業の信頼性・社会性最高点 (B)				20
合計最高点 (A + B)				50

(3) 施工能力等評価項目の詳細

証明書類に虚偽の申請（市民雇用率、労務単価等で加点されながら実現できなかった場合等）、その他悪質な行為があった場合は、小平市競争入札参加有資格者指名停止等に関する要綱に基づく措置を講ずるほか、当該事業の入札の無効又は契約の解除ができるものとする。

① 施工能力評価項目（工事）

ア 工事成績

過去3年間に完了した本市発注における同種工事の工事成績評定点の最高点とする。また、契約金額が本案件の予定価格に対して10分の1以上である契約を対象とする。

過去3年間とは、入札告示日の属する年度より3年度前の4月1日から、当該告示日の前日までを指すものとする。

イ 優良表彰（国・都道府県・小平市）

優良表彰は、国・都道府県及び小平市で受けたものに限る。また、過去3年以内（小平市の優良工事表彰については、過去7年以内）に、受注した同種工事において、優良表彰を受けた工事が1件以上あることが条件となり、契約金額が予定価格に対して2分の1以上（小平市の優良工事表彰については、予定価格の10分の1以上）である工事を対象とする。

ウ 工事实績

過去3年間（市内業者7年間）に完了した同種工事で、官公庁が発注した案件を対象とする。但し、発注件数の少ない業種においては、3年間（市内業者7年間）を超える期間を設定する。なお、期間の算定は、アと同様とする。

評価基準における「同規模」とは、入札告示文において指定する金額とする。また、「1/2以上」とは入札告示文において指定する金額の1/2以上とする。

なお、「同種工事」は案件ごとに定める。

エ 配置予定技術者の保有資格

建設業法（昭和24年法律第100号）で規定する1級技術者、2級技術者及びその他の技術者とする。技術者とは、施工管理技士、建築士、技術士などをいう。

オ 配置予定技術者の工事实績における工事成績

過去３年間（市内業者７年間）において、官公庁が発注した同種工事で、配置予定技術者が主任（監理）技術者として施工した実績における工事成績評定を対象とする。但し、CORINSに登録していない場合は対象外とする。また、発注件数の少ない業種においては、３年間（市内業者７年間）を超える期間を設定する。なお、期間の算定はアと同様とする。

なお、他市工事成績評定の優良、良好等の判断は、小平市の工事成績基準と同程度のものとする。

カ 営業所の所在地

下記の事業者を対象とする。

- ・本市内に本店を有する者

本市内に本店を有し、告示日現在３年以上営業を継続している者

キ 市民雇用率

当該工事における労働者（現場代理人、主任技術者等は除く）のうち２０％以上が市民であることを条件とする。

ク 社員の新規雇用

入札告示日の属する年度の前年４月１日から入札告示日までの間に、市民又は市内大学・高校等に通う学生を正規職員として雇用した事業者を対象とする。

ケ 労務単価

労務単価を確認できることを条件とする。

履行確認については、原則として履行期に賃金台帳等の提出により行う。

コ ISO14001の取得又はエコアクション２１等への登録

入札告示日現在の取得等を条件とする。

サ 太陽光発電設備を設置

入札告示日現在に、事業所に自家消費用の太陽光発電設備を設置している事業者を対象とする。（余剰売電可）。自家消費用とは、太陽光発電設備により発電した電気を事業所内に取り込むことで、事業所内の電気使用削減の効果があることをいう。

シ 障がい者雇用等の取り組み

障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている事業者は、官公庁が義務づけられている障害者の法定雇用率以上かつ重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していることを基準とする。また、義務づけられていない事業者については、重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していることを基準とする。なお、雇用人数は、評価基準のとおりである。また、障害者の雇用は、3年以上雇用していることを条件とする。

ス 障害者就労施設等からの調達の実績

入札告示日の属する年度の1年度前の1年間、または入札告示日の属する年度の4月1日から当該告示日の前日までの間に、小平市内の障害者就労施設等から10万円以上の調達を受けた事業者を対象とする。

セ 男女共同参画の推進又はひとり親家庭の継続雇用の実績

育児休業制度、介護休暇制度、それに伴う短時間勤務制度等、男女共同参画に関する制度を有する事業者のうち、過去3年間にこれらの制度を取得した実績を評価するものとする。なお、期間の算定は、アと同様とする。

また、母子家庭等の母等の就業促進について理解がある事業者や、母子家庭等の母等が継続的に就業可能となっている事業者のうち、母子家庭等の継続雇用の実績が1年以上ある事業者を評価する。

ソ 女性活躍推進法に基づく認定取得の有無

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、行動計画の策定・公表等を義務付けられている事業者は認定を取得していることを条件とする。また、義務づけられていない事業者については、任意の行動計画策定・届出、又は国家資格保有女性技術者を雇用していることを条件とする。

なお、女性技術者の雇用は3年以上雇用していることを条件とし、技術者についてはウと同様とする。

タ 高齢者雇用の有無

65歳以上の者の雇用（再雇用を含み、役員は除く）の有無を対象とする。なお、65歳以上の者は、65歳となってから継続して3年以上雇用していることを条件とする。

チ 本市との災害時の応援等に係る協定等の有無

入札告示日現在において災害時の応援等に係る協定を本市と締結している事業者を対象とし、事業者が属する団体等が本市と協定を締結している場合も同様とする。

ツ 災害協定に基づく災害活動等の実績の有無

災害時の応援等に係る協定の締結後、入札告示日の属する年度の前年4月1日から入札告示日までの間に、災害協定に基づく災害活動等の実績のあることを評価する。なお、災害活動等には、市等が実施する総合防災訓練への参加を含む。

テ ボランティア活動の有無（市内実績）

事業者として取り組み、無償で地域社会貢献のために行うものとする。例えば次のような奉仕活動を対象とする。

- ・会社周辺の道路、河川、公園等の清掃、ごみ拾い、草刈り等
- ・福祉施設への慰問
- ・交通安全教室への協力
- ・地域催物への参加協力
- ・防犯パトロール 等

なお、ボランティア実績は、3年以上継続していることを条件とし、期間の算定は、アと同様とする。

ト 地域社会への貢献活動

事業者として取り組んでいる、次のような活動

- ・総務省による消防団協力事業所表示制度
- ・法務省による保護観察者等協力雇用主制度
- ・東京都による自主的緑化事業 等

なお、貢献活動は、3年以上継続していることを条件とし、期間の算定は、アと同様とする。

ナ 緊急対応工事の実施実績

緊急対応工事とは、年末年始、ゴールデンウィーク、夜間に発生する市発注の緊急工事等をいい、所管課で緊急に発注したものに限る。また、過去3年以内の実績を対象とする。

ニ 被災者雇用

東日本大震災以降に発生した大規模災害（災害救助法の適用があるも

の)により離職された方又は被災した新卒者で内定取り消しなどにより求職中の方を雇用した事業者を対象とする。また、雇用期間は継続して6か月以上を予定していることとする。(短時間労働を含む)

ヌ 優良表彰

優良表彰は、国・都道府県で受けたものに限る。また、過去3年以内に、受注した同種工事において、優良表彰を受けた工事が1件以上あることが条件となり、契約金額が予定価格に対して10分の1以上である工事を対象とする。

ネ 下請業者における市内業者の割合

下請業者へ支払う金額のうち一定割合(30%:2点、20%:1点)以上が市内業者への支払いであることを条件とする。

履行確認については、履行期に賃金台帳等の提出により行う。

② 業務能力評価項目(委託)

※ ①施工能力評価項目(工事)と同項目については、工事での説明を参照する。

ア 作業計画の作成

(ア) 業務マニュアルの作成

当該業務の業務マニュアルの作成を評価する。

(イ) 業務実施計画表等の作成

当該業務の業務実施計画表及び業務実施体制図の作成を評価する。

(ウ) 配置予定業務責任者の経験

過去3年間(市内業者7年間)に契約を締結もしくは履行が完了した官公庁が発注した同種業務(当該業務の予定価格の2分の1以上の契約)で、業務責任者として1年以上従事した経験を評価する。(期間の算定は、①施工能力評価項目(工事)アと同様とする。)

(エ) 作業員の配置計画の作成

作業員の配置計画の作成を評価する。

イ 研修制度

各研修における過去1年間の研修の実施状況、又は契約期間中の研修計画の策定を評価する。なお、期間の算定は、①施工能力評価項目(工事)アと同様とする。また、企業独自の研修、派遣研修の別は問わない。

- (ア) 当該委託業務に関する研修
- (イ) 安全管理に関する研修
- (ウ) 個人情報保護に関する研修

ウ 自主検査体制

当該業務における自主検査体制が整備され、検査方法を定めたマニュアルが作成されていれば評価点を付与する。

エ 緊急時対応及び苦情対応

- (ア) 緊急時の対応マニュアルの作成

当該業務に関して、災害等の緊急時に契約業務を適正に執行するため、交通手段の確保や代替人員の確保等、緊急時に業務を適正に執行するためのフォロー体制を定めた、緊急時の対応マニュアルの作成を評価する。

- (イ) 苦情処理要領（マニュアル等）の作成

苦情処理要領（マニュアル等）の作成を評価する。

- (ウ) 緊急時の事業継続計画等の策定

緊急時の事業継続計画（BCP）等の社内規定の策定を評価する。

オ 営業所の所在地

下記の事業者を対象とする。

- ・本市内に本店を有する者

本市内に本店を有し、告示日現在３年以上営業を継続している者

- ・本市内に支店・営業所等を有する者

本市内に支店・営業所等を有し、告示日現在３年以上営業を継続している者

カ ISO9001 の取得

入札告示日現在の取得を条件とする。

キ 支払賃金

別に定める当該業務の標準的な賃金と認められる額

ク 女性活躍推進法に基づく認定取得の有無

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、行動計画の策定・公表等を義務付けられている事業者は認定を取得していることを条件とする。また、義務づけられていない事業者については、任意の行

動計画策定・届出を条件とする。

③ 技術評価資料の提出

評価項目の確認を行うために提出する資料は、「1 4 提出資料一覧」のとおりとする。提出資料は、案件ごとに定める期日までに提出すること。なお、資料を提出した後においては、原則として当該提出資料の内容を変更することができない。

1 1 情報公開

(1) 落札者を決定したときは、契約後に次の事項を小平市ホームページ等に公表する。

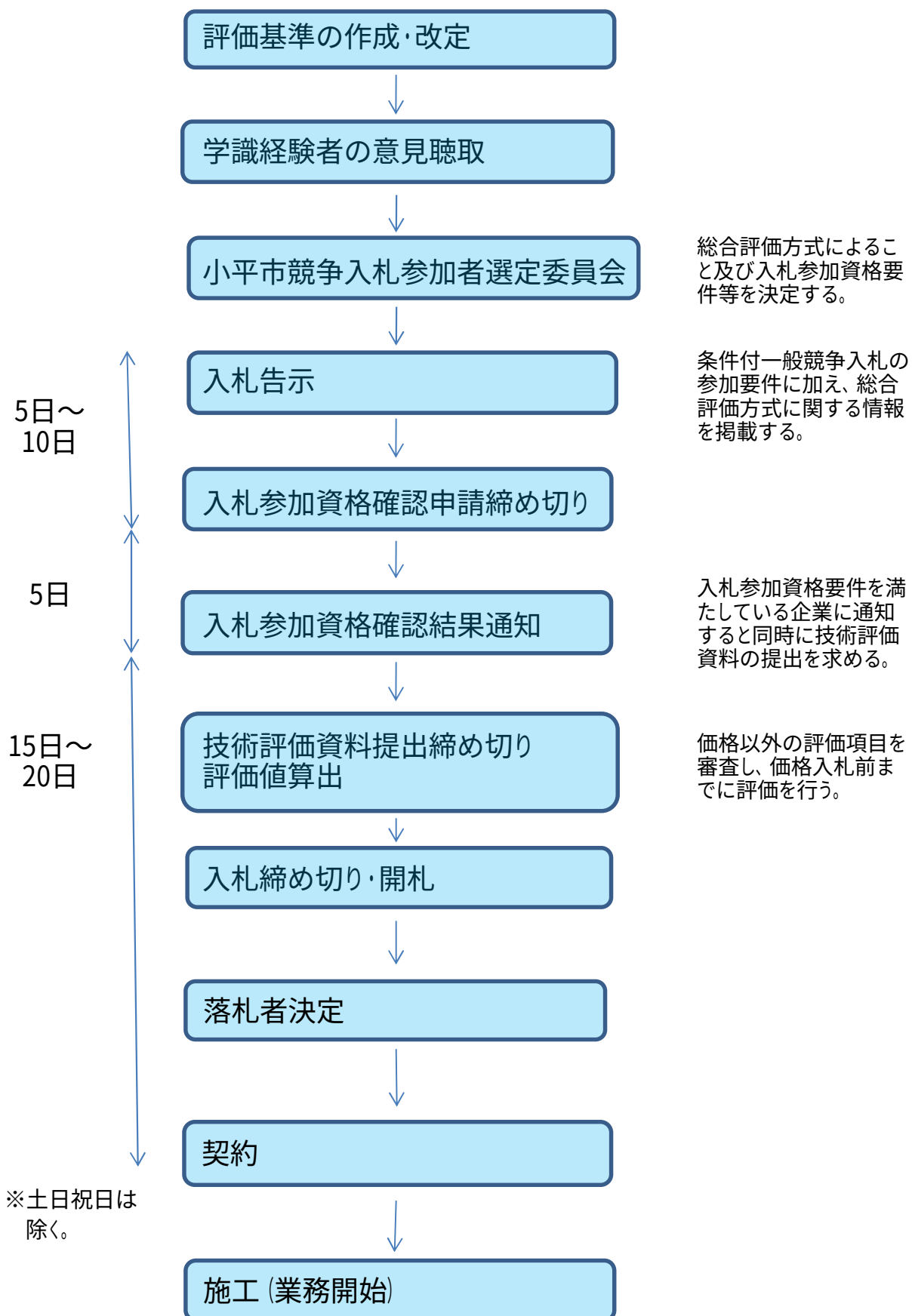
- ① 落札者名
- ② 入札者の入札価格
- ③ 入札者の評価の状況(技術点、価格点、総合評定)
- ④ その他必要な情報

(2) 本ガイドラインは、小平市ホームページに公開する。

1 2 ガイドラインの見直し

本ガイドラインについては、必要に応じて見直しを行うこととする。

13 総合評価方式手続きの流れ



14 提出資料一覧

(1) 工事

※様式は、入札参加業者に対し別途提示する

評価項目			提出資料
企業の技術力	企業の施工能力	工事成績 (小平市が過去3年以内に発注した同種工事のうち、契約金額が本案件の予定価格に対して10分の1以上である契約の工事成績最高点)	☐ 工事成績評定の写し ※件名から「同種工事」であることが判断できない場合は、概要等の分かるものを添付すること。
		優良表彰(国・都道府県・小平市) (過去3年以内に、受注した同種工事において、優良表彰を受けた工事が1件以上あること。ただし、契約金額が本案件の予定価格に対して2分の1以上である工事を対象とする。) (小平市の優良工事表彰については、過去7年以内、予定価格の10分の1以上)	☐ 賞状等の写し (小平市の優良工事表彰については、小平市にて確認のため、なし。) ※件名から「同種工事」であることが判断できない場合は、概要等の分かるものを添付すること。
		工事実績 (過去3年間、市内業者は7年間)	☐ 工事実績調書(様式1) ☐ 契約書(鑑)の写し ※件名から「同種工事」であることが判断できない場合は、概要等の分かるものを添付すること。
	配置予定技術者	保有資格	☐ 資格を証明する書類の写し
		工事成績 (市外業者は過去3年間、市内業者は過去7年間に於いて、官公庁の同種工事における主任(監理)技術者として、予定価格に対して1/2以上である契約の工事成績)	☐ 工事実績調書(技術者)(様式2) ☐ CORINS竣工登録工事カルテ受領証写し ☐ 資格を証明できる書類の写し
企業の信頼性・社会性	地域密着度	営業所の所在地(市内の本店の有無)	なし(小平市にて確認)
		a 市民雇用率	☐ 労働者配置計画書(市民雇用)(様式3)
		b 社員の新規雇用	☐ 雇用を証明できる書類の写し(保険証等)
	格差是正への取り組み	労務単価	☐ 労働者配置計画書(労務単価)(様式4)
	環境配慮	ISO14001の取得又はエコアクション2.1等への登録	☐ 認定証の写し
		事業所に自家消費用の太陽光発電設備を設置	☐ 設備の設置状況及び自家消費であることが分かる書類の写し(契約書等)
	社会貢献	障がい者雇用の取り組み(3年以上の雇用)	☐ 障害者手帳の写しなど及び雇用の証明できるもの
		障害者就労施設等からの調達の実績	☐ 調達の実績を確認できる書類の写し(領収書等)
		男女共同参画の推進(育児・介護休業制度等の実績の有無)又はひとり親家庭の継続雇用の実績	☐ 就業規則の写し及び取得実績のわかる書類の写し ☐ 母子家庭等の継続雇用実績のわかる書類の写し
		女性活躍推進法に基づく認定取得等(義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は、国家資格保有女性技術者の雇用)の有無	☐ 基準適合一般事業主認定通知書の写し ☐ 行動計画の策定・届出をしたことがわかる書類の写し ☐ 資格を証明する書類及び雇用を証明できる書類の写し
		高齢者雇用の有無(3年以上の雇用)	☐ 高齢者の雇用を確認できる書類の写し ※代表者名で雇用を証明した名簿等でも可とする
	地域貢献	本市との災害時の応援等に係る協定等の有無	なし(小平市にて確認)
		災害協定に基づく災害活動等の実績の有無(総合防災訓練の参加を含む)	☐ 災害活動等の実績申告書(様式5)
		被災者雇用	☐ り災証明書及び健康保険証等、証明できる書類
		小平市内におけるボランティア活動の実績(3年以上継続的にやっていること)	☐ ボランティア活動実績申告書(様式6)
		地域社会への貢献活動	☐ 地域社会への貢献活動実績申告書(様式7)
		緊急対応工事の実施実績(過去3年以内)	☐ 実績を確認できる書類の写し

※市内事業者では施工ができず、市外大手事業者が入札に参加する工事(市内業者とのJV含む)においては、上記基準のうち企業の施工能力の「工事成績」を「優良表彰」に、及び地域密着度のうち「営業所の所在地」を「下請業者における市内業者の割合(金額)」に変更する。

評価項目			
技術力	企業の施工能力	優良表彰(国・都道府県に限る) (過去3年以内に、受注した同種工事において、優良表彰を受けた工事が1件以上あること。ただし、契約金額が本案件の予定価格に対して10分の1以上である工事を対象とする。)	☐ 賞状等の写し ※件名から「同種工事」であることが判断できない場合は、概要等の分かるものを添付すること。
性・社会性	密着度	下請業者における市内業者の割合(金額)	☐ 下請業者へ支払う金額のうち、一定割合以上が市内業者への支払であることが分かるもの(見積書の写し、下請業者への支払い計画書等)

(2) 委託

※様式は、入札参加業者に対し別途提示する

評価項目			提出資料
企業 の 技術力	実績	委託実績（過去3年間、市内業者は7年間）	☐ 契約書（鑑）の写し ※件名から「同種業務」であることが判断できない場合は、概要等の分かるものを添付すること。
	適正な履行の確保	業務マニュアルの作成	☐ 本業務に係る業務マニュアル等（任意様式） ※一般的なマニュアルでなく、本業務に関する詳細な業務マニュアルが作成されていることが分かるもの
		業務実施計画表及び業務実施体制図の作成	☐ 業務実施計画表（任意様式） ☐ 業務実施体制図（任意様式）
		配置予定業務責任者の経験	☐ 配置予定業務責任者の経験(1年以上)（様式8）
		作業員の配置計画の作成	☐ 業務従事者配置計画書（任意様式）
		研修の実施状況（過去1年間） 又は研修計画	☐ 研修実施報告書（様式9）又は研修実施計画書（様式10）
		自主検査体制	☐ 当該業務に関する自主検査マニュアル等（任意様式） ※一般的な検査体制でなく、本業務に関する検査体制及び検査方法を定めていることがわかるもの
		緊急時における業務の対応マニュアルの作成	☐ 緊急時の対応マニュアル等（任意様式） ※一般的な対応でなく、本業務に関する体制が整備されていることがわかるもの
		苦情処理要領（マニュアル等）の作成	☐ 苦情処理要領（マニュアル等）（任意様式）
		緊急時の事業継続計画（BCP）等の整備状況	☐ 緊急時の事業継続計画（BCP）等の規定（任意様式）
	品質	品質管理（ISO 9001の取得）	☐ 認定証の写し
企業 の 信頼性・社会性	地域密着度	営業所の所在地（本市内の本店・支店・営業所の有無）	なし（小平市にて確認）
		a 市民雇用率	☐ 労働者配置計画書（案件ごとに示す）
		b 社員の新規雇用	☐ 雇用を証明できる書類の写し（保険証等）
	格取差是組みへの	支払賃金	☐ 労務者に支払う賃金額の分かる書類
	環境配慮	ISO14001の取得又はエコアクション21等への登録	☐ 認定証の写し
		事業所に自家消費用の太陽光発電設備を設置	☐ 設備の設置状況及び自家消費であることが分かる書類の写し（契約書等）
	社会貢献	障がい者雇用の取り組み(3年以上の雇用)	☐ 障害者手帳の写しなど及び雇用の証明できるもの
		障害者就労施設等からの調達の実績	☐ 調達の実績を確認できる書類の写し（領収書等）
		男女共同参画の推進(育児・介護休業制度等の実績の有無) 又はひとり親家庭の継続雇用の実績	☐ 就業規則の写し及び取得実績のわかる書類の写し ☐ 母子家庭等の継続雇用実績のわかる書類の写し
		女性活躍推進法に基づく認定取得等（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出）の有無	☐ 基準適合一般事業主認定通知書の写し ☐ 行動計画の策定・届出をしたことがわかる書類の写し
		高齢者雇用の有無 (3年以上の雇用)	☐ 高齢者の雇用を確認できる書類の写し ※代表者名で雇用を証明した名簿等でも可とする
	地域貢献	本市との災害時の応援等に係る協定等の有無	なし（小平市にて確認）
		災害協定に基づく災害活動等の実績の有無 (総合防災訓練の参加を含む)	☐ 災害活動等の実績申告書（様式5）
		被災者雇用	☐ 災証明書及び健康保険証等、証明できる書類
		小平市内におけるボランティア活動の実績 (3年以上継続的にやっていること)	☐ ボランティア活動実績申告書（様式6）
		地域社会への貢献活動	☐ 地域社会への貢献活動実績申告書（様式7）

小平市総合評価方式ガイドライン

令和7年2月発行

編集・発行 小平市総務部契約検査課

〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話（042）346－9517

電子メール keiyakukensa@city.kodaira.lg.jp

【電子入札案件用】競争入札参加者心得

小 平 市

【電子入札案件用】競争入札参加者心得

小平市

(趣旨)

第1条 この心得は、工事若しくは製造の請負契約、修繕の請負契約、業務委託契約及び物品の買入れその他の契約の締結について、小平市が小平市契約事務規則第2条第8号に規定する電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）を用いて行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(関係法令等の遵守)

第2条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び同法施行令
- (2) 小平市契約事務規則（以下「規則」という。）
- (3) その他の法令
- (4) 設計図書、仕様書（当該設計図書、仕様書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）及び一般競争入札に参加する資格の確認の通知（以下「確認通知」という。）又は指名競争入札の参加者の指名の通知（以下「指名通知」という。）等での指示事項

(資格確認及び指名の取消)

第3条 入札参加者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しなくなったとき
- (2) 破産の宣告を受けたとき
- (3) 贈賄、その他不正行為により、逮捕又は起訴された者

2 前項各号の一に該当した者に対して行った一般競争入札参加資格の確認及び指名競争入札の参加者の指名は、市において特別の理由がある場合（被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合を含む。）を除くほか、これを取り消す。

第4条 入札参加者が次の各号の一に該当すると認められるとき、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として、使用した場合は、当該資格確認及び指名は、これを取り消す。

(1) 小平市競争入札参加有資格者指名停止等に関する要綱に定める措置要件に該当するとき。

(2) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(3) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者、若しくは妨げようとした者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(4) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(5) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(6) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 前項に規定するほか、資格確認若しくは指名を受けた者又はその代理人、支配人その他の使用人がこの心得に違反した場合は、当該資格確認又は指名を取り消すことがある。

第5条 入札参加者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認及び指名を取り消すことがある。

（入札保証金）

第6条 入札参加者は、その見積る契約金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

(1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した

とき

- (2) 入札参加者が、過去２年の間に本市若しくは国（公社及び公団を含む。）又は、他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これをすべて誠実に履行した者であるとき

（入札保証金の納付に代わる担保）

第７条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値	担保の提供の方法等
国 債	政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治４１年勅令第２８７号）の例による金額	当該債券が、国債ニ関スル法律（明治３０年法律第３４号）及び、社債等登録法（昭和１７年法律第１１号）の規定により登録されたものであるときは当該債券を質権の目的となしたことにつき、登録機関に登録をし、その登録済通知書又は登録済証の提出により債券の提出に代えることができる。 又 当該債券が記名債券であるときは、社債原簿に記載し、売却承諾書及び白紙委任状を添付しなければならない。
地 方 債		
金 融 債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の８割に相当する金額	
銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手	小切手金額	
銀行が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形	手形金額	
銀行に対する定期預金	当該債権証書に記載された債権金額	当該債権に質権を設定し、当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第8条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第9条 入札保証金は、市の発行する入札保証金納付書により、納付しなければならない。

2 市は、入札保証金の納付があったときは、入札保証金領収書及び納付証明書を当該納入者に交付する。

3 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第10条 入札参加者は、市から提示された図面、仕様書、内訳書、契約書案、その他契約締結に必要な条件（当該図面、仕様書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を検討のうえ、入札しなければならない。

2 図面、仕様書、内訳書等（当該図面、仕様書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、確認通知又は指名通知等において、単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札の辞退)

第10条の2 入札参加者は、入札書を提出するまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、その旨の書面を入札締切日時までに契約担当者等に直接持参、郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）で送付又は電子入札サービスにおいて辞退届を送信するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利な取扱いを受け

るものではない。

（公正な入札の確保）

第10条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

5 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者の入札価格を聞き出す行為をしてはならない。

（入札）

第11条 入札参加者は、電子入札サービスの入札書に必要事項を入力し、あらかじめ確認通知書又は指名通知書において示した入札締切日時までに提出しなければならない。

この場合において、入札保証金の納付を要するものについては、入札締切日時までに、入札保証金納付証明書を契約担当者等に直接持参するか郵便等で送付しなければならない。入札保証金の納付に代えて担保を提供した場合において、当該担保が有価証券である場合についても同様とする。

2 前項の入札は、代理人に行わせることができる。ただし、その代理人は、規則第2条第7号の資格審査サービスにおいて代理人として登録された者であり、受付表に代理人として記載してある者に限る。

3 第1項により定められた入札書の提出は、紙にて提出することができない。

4 入札参加者は、市が積算内訳書（電磁的記録を含む。以下同様。）の提出を求めた場合は、入札書とともに市が指定する積算内訳書を提出しなければならない。

（入札書の書換等の禁止）

第12条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（開札）

第 13 条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において行う。その際、入札参加者を立ち合わせることができる。

2 入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせると。

3 市が積算内訳書の提出を求めた場合は、市は入札参加者の提出した積算内訳書の記載内容を確認する。なお、積算内訳書の記載内容については、契約上の効力は発生しない。

(入札の無効)

第 14 条 規則第 21 条第 4 号の市長が別に定める方法による記名若しくは押印に相当する電磁的記録とは、規則第 2 条第 6 号に規定する一般財団法人 GovTech 東京が指定する認証局が発行する電子証明書による電子署名をいう。

2 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 入札書が入札締切日時までに、電子入札サービスのサーバに到達しない入札

(4) 紙にて提出された入札書

(5) 市が積算内訳書の提出を求めた際、次に掲げるもの

ア 市の指定した内訳書を提出しない者のした入札

イ 提出された積算内訳書が白紙のもの

ウ 提出された積算内訳書の項目が異なるもの

(6) 電子入札サービスの画面上に示された文字種、文字列、記入例その他指示に従わないで入力した事項を含む入札

(7) 必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札

(8) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの

(9) 入札書にくじ番号の入力のないもの、訂正したもの又は数字が不明なもの

(10) 一定の金額で価格を表示していないもの

(11) 電子入札サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札

(12) 開札時に添付ファイルのウィルス感染が発見されたもの

(13) 再度入札の場合において、その前回の入札の最低価格以上の入札

(14) 明らかに連合によると認められる入札

(15) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した入札条件に違反したもの

(落札者)

第15条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

ただし、工事又は製造その他についての請負の場合においては、次条及び第17条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とすることがある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第16条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(最低制限価格を設けた場合の落札者)

第17条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第18条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札を行う。この場合においては、入札書の締切日時及び開札場所等を速やかに入札参加者に通知する。

2 前項の再度入札の回数は、原則として2回以内とする。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該

入札が第 14 条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。

（再度入札の入札保証金）

第 19 条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

（くじによる落札者の決定）

第 20 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札参加者を落札予定者とし、当該入札参加者があらかじめ入札書作成時に入力した「くじ番号」によりくじ引きを行い落札者を決定する。

（入札結果の通知）

第 21 条 開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を電子入札サービスで入札参加者に知らせるものとする。

この場合において、落札者となった者には、同サービスで落札者となった旨を通知する。

（契約書等の作成）

第 22 条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けたときは、遅滞なく契約書に記名押印のうえ提出又は契約内容を記録した電磁的記録を作成し、この電磁的記録に当事者双方の作成に係るものであることを示すための措置を講じなければならない。ただし、契約書の作成を省略する場合にあっては、請書に記名押印のうえ提出しなければならない。

その際、受付票を提示すること。（契約内容を記録した電磁的記録の作成により契約を行う場合を除く。）

2 契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書）の提出又は契約内容を記録した電磁的記録に当事者双方の作成に係るものであることを示すための措置が遅れたときは、落札はその効力を失うことがある。

（契約書の作成の省略）

第 2 3 条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ確認通知又は指名通知等において指示する。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、請書を徴する。

(契約の確定)

第 2 4 条 契約書を作成する契約にあつては、当該契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したとき、又は契約内容を記録した電磁的記録に当事者双方の作成に係るものであることを示すための措置を講じたときに確定する。

(入札保証金等の返還)

第 2 5 条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。）は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、当該各号に定めるところにより入札保証金を返還する。

ただし、落札者以外の者に対しては、この限りでない。

(1) 契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、契約の確定後

(2) 契約書の作成を省略し、かつ、契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、請書の提出後

3 落札者以外の者が入札保証金の返還を受ける場合においては、入札保証金領収書を提出するものとする。ただし、有価証券以外の担保の提供により入札保証金の納付に代えた場合は、この限りでない。

(入札保証金に対する利息)

第 2 6 条 入札保証金に対しては、その受入期間について利息を付さない。

(入札保証金の没収)

第 2 7 条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、市に帰属する。

(契約保証金)

第 28 条 落札者は、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除する。

(1) 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき

(2) 落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と公共工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 落札者が、過去 2 年の間に本市若しくは、国（公社及び公団を含む）又は、他の地方公共団体との間に当該契約と種類及び規模を同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した者であるとき

（契約保証金に代わる担保）

第 29 条 第 7 条及び第 26 条の規定は、契約保証金について準用する。

2 契約保証金に代わる担保は、前項において準用する第 7 条に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証の提出をもってこれに代えることができる。

（契約保証金の納付方法）

第 30 条 契約保証金は、契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては請書）提出前に納付しなければならない。

2 市は、契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該納入者に交付する。

3 契約保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合においては、前 2 項の規定を準用する。

（利札の還付）

第 31 条 利札付債券を契約保証金の納付に代えて担保として提供した者は、当該担保の提供後において利払期日が到来した利札の還付を請求することができる。

（履行の保証）

第 32 条 工事若しくは製造及び修繕の請負契約における落札者は、次の各号の一に該当する場合に、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 10 以上の第 28 条第 1 号及び第 2 号に規定する履行保証保険証券若しくは公共工事履行保証証券の提出又は第 29 条第 2 項に規定する

保証事業会社の保証による証書の提出をしなければならない。

ただし、市長又は契約担当者が指示した場合は、この限りではない。

(1) 契約金額が1件1千万円以上のとき

(2) 落札者が本市との間に過去3年以内に契約を締結していないとき

2 前項の規定にかかわらず、付保割合を100分の30とする公共工事履行保証証券（かし担保特約を付したものに限る。）による保証を付す場合がある。

（議会の議決を経なければならない契約）

第33条 工事又は製造の請負で、1件の予定価格が1億5千万円以上の契約及び動産の買入で、1件の予定価格が2千万円以上の契約については、仮契約を締結し、「小平市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）」の定めるところにより、議会の議決を経たうえ、当該契約を確定させる。

（前金払の対象）

第34条 公共工事の前金払は、入札条件として、当該工事が前金払対象工事である旨を明示したものについて行う。

（部分払の対象）

第35条 公共工事の部分払は、入札条件として、当該工事が部分払対象工事である旨を明示したものについて行う。

（職員の指示、その他）

第36条 この心得に明記なき事項及び解釈については、市職員の指示による。

（施行期日）

この心得は、令和7年10月21日から施行する。